五　経営に関する基盤が次のいずれにも該当する事業者の策定した投資計画であること。

イ　事業基盤について、次のいずれにも該当すること。

(1)　申請投資計画に係る事業の方針及び当該事業に係る市場の選択に関する事項について、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(i)　当該事業に係る顧客及び市場を明確に設定していること。

(ii)　事業者が参入又は開拓をすることが可能な当該市場の規模が、当該事業者の一事業年度の売上高を百億円超に増加させるために十分な規模であること。

(iii)　当該事業に係る顧客が購入の意思決定を行う上で重視する事項を把握していること。

(iv)　当該事業の内容が、当該事業に係る顧客が意思決定を行う上で重視する事項に合致するものであること。

(2)　基準事業年度の直前の事業年度の売上高からその前事業年度の売上高を控除した値の当該前事業年度の売上高に対する割合が正の値であること。

(3)　基準事業年度の損益計算書上の営業利益が正の値であること。

ロ　財務基盤について、次のいずれかに該当すること。

(1)　基準事業年度の貸借対照表上の純資産の額及び負債（株主からの借入金並びに株主以外からの長期借入金（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借に係るものに限る。）及び短期借入金（元本の償還について分割払の定めがなく、かつ、利息の支払期限を元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがある金銭の消費貸借に係るものに限る。）に限る。）の額の合計額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値が百分の三十以上であること。

(2)　基準事業年度の貸借対照表上の社債及び借入金の合計額から当該貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、基準事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費の額を加えた額で除して得た値が十以内であること。

ハ　組織基盤について、次のいずれにも該当すること。

(1)　債権及び債務に関する管理が適切に行われていること。

(2)　在庫管理が適切に行われていること。

(3)　予算及び資金計画について適切に管理することができる体制が構築されていること。

(4)　数値管理に対応するシステムや体制等が備わっていること。

(5)　売上目標の設定が適切に行われていること。

(6)　部門別による管理体制が構築されていること。

六　次に掲げる要件の全てを満たす設備投資を行うものであること。

イ　導入予定の設備が売上高の増加に貢献するものであること。

ロ　申請投資計画に係る経営力向上計画につき計画認定を受けた日から二年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、一億円又は基準事業年度の売上高の百分の五に相当する額のいずれか多い金額以上であること。

ハ　生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。

七　申請投資計画の実施期間において、雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を増加させることが明確に示されていること。

八　申請投資計画に記載された第六号ハの建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度（以下「供用事業年度」という。）の給与増加割合（当該供用事業年度の雇用者給与等支給額から当該供用事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合をいう。以下同じ。）の目標が数値により定められており、かつ、その数値が百分の二・五以上であること。

2　申請投資計画に記載された前項第六号ハの建物及びその附属設備につき供用事業年度において租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる要件のいずれかに該当することを当該供用事業年度の中小企業等経営強化法施行規則第十六条第四項の規定による報告に係る報告書に記載しなければならない。

一　当該申請投資計画において定めた当該供用事業年度の給与増加割合の目標とする数値が、百分の二・五以上であり、かつ、百分の五未満である場合において、当該供用事業年度の給与増加割合がその定めた数値以上であること（次号に掲げる要件に該当する場合を除く。）。

二　当該供用事業年度の給与増加割合が当該申請投資計画において定めた当該供用事業年度の給与増加割合の目標とする数値以上であり、かつ、当該供用事業年度の雇用者給与等支給額が著しく増加した場合（当該供用事業年度の給与増加割合が百分の五以上である場合に限る。）に該当すること。

3　申請事業者（その策定した投資計画につき計画確認を受けようとする事業者をいう。）が、当該計画確認の申請前に当該申請事業者が策定した他の投資計画（以下「過去計画」という。）について計画確認を受けたものであり、かつ、当該過去計画の実施期間内の各事業年度の売上高の目標を三年連続で達成することができなかったものである場合には、当該申請に係る投資計画は第一項各号の要件に該当しないものとみなす。

○国土交通省告示第四百二十六号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、建設業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第千百三十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌